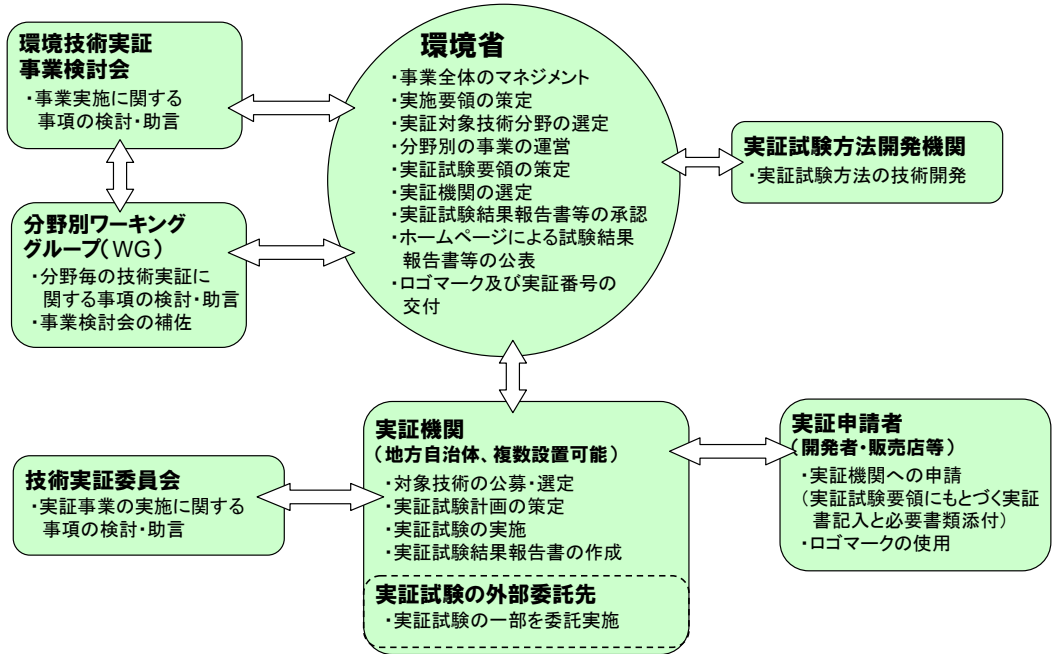


手数料徴収体制への移行にあたっての論点整理

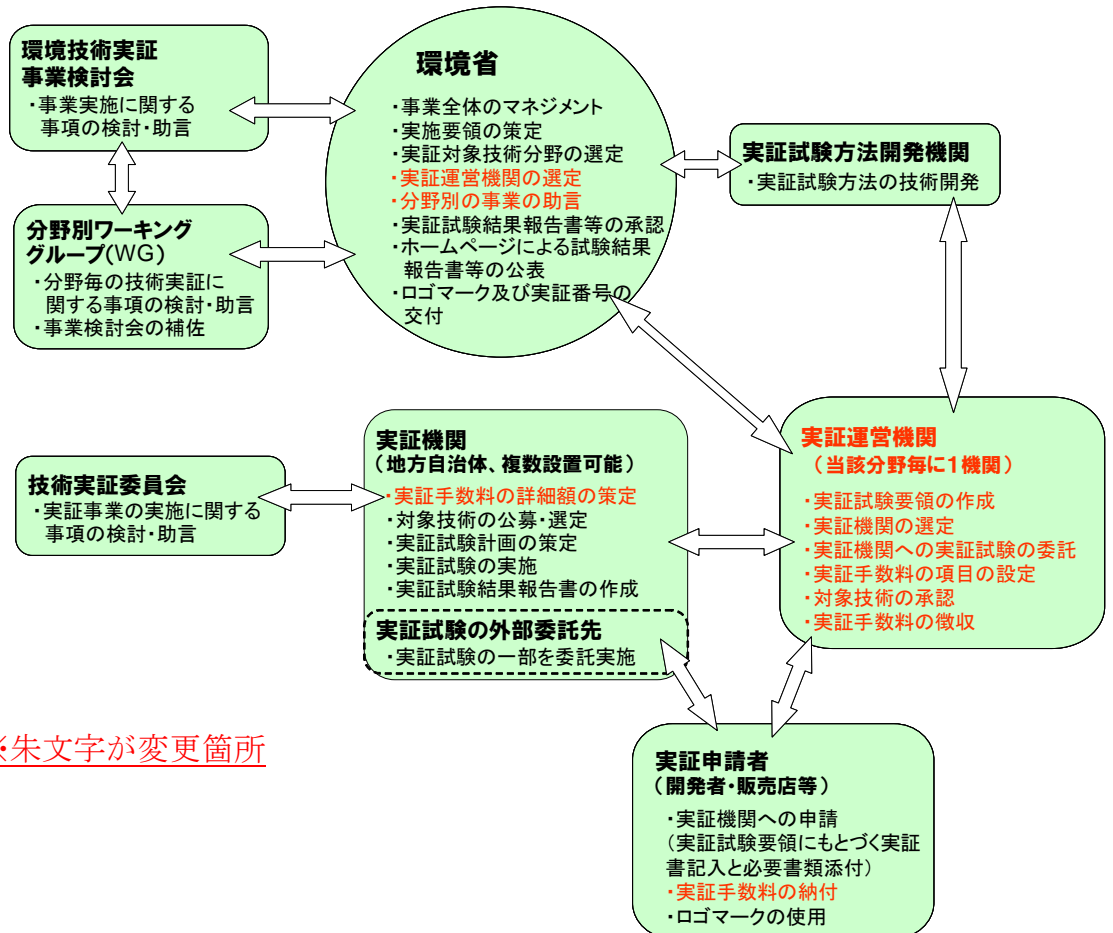
本技術分野は、平成 21 年度より手数料徴収体制に移行することを予定している。

(1) 国負担体制と手数料徴収体制における実施体制

① 国負担体制



② 手数料徴収体制



※朱文字が変更箇所

(2) 検討・整理事項

手数料徴収体制に移行するにあたり必要となる実証試験要領の見直しに向け、以下の2論点について、自由にご意見を賜りたい。

1. 手数料の設定に関する論点

実証試験要領に手数料の項目を定める必要がある。手数料の項目については、実証試験要領において以下のように定められている。

第13章 費用分担

1. 本実証事業においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転及び試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の自己負担とし、**実証試験実施に係る実費（実証機関に発生する測定・分析等の費用、人件費、消耗品費及び旅費）は手数料として申請者が負担し、その他の費用（実証事業検討会、分野別WG及び実証委員会の運営費用等）は環境省の負担とする。**詳細については、実証運営機関が実証試験要領で定める。
2. 上記「実証試験実施に係る実費」には、必要に応じ、一般管理費を含めることができる。

出典) 平成20年度環境技術実証事業 実施要領

実証試験実施にかかる実費について、湖沼等水質浄化技術分野では、「別紙」のとおりとしているが、本技術分野において追加すべき項目があればご指摘願いたい。

2. 実証運営機関の選定に関する論点

実証運営機関の選定にあたっての観点は事業要領において以下のとおりとされている。

第3章 実証運営機関の選定

2. 実証運営機関選定の観点

(1) 実証運営機関業務に対する姿勢

- ・環境技術の普及のため、実証運営機関業務を意欲的に遂行する姿勢が認められること。

(2) 組織・体制

- ・実証運営機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること。
- ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること。
- ・JISQ9001：2000（ISO9001：2000）「品質マネジメントシステム要求事項」に準拠した品質管理システムを構築していること。
- ・構築した品質管理マニュアルを文書化し実施すること。
- ・定期的な内部監査を実施すること。
- ・実証運営業務にかかる記録の保持を実施すること。

(3) 技術的能力

- ・担当技術分野に関する十分な実績を持つ人員を有していること。
- ・担当技術分野に関する知見を有する十分な人員を有していること。

(4) 公平性の確保

- ・実証機関の選定等の各手続きにおいて、実証機関によって情報や対応が異なるおそれがないこと。
- ・実証運営事業で知り得た技術情報等の機密保持手続きが、実証機関等による異なるおそれがないこと。

(5) 公正性の確保

- ・特定の実証機関等への助言その他行為により、実証運営事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ・実証機関の選定及び実証試験の委託等の各手続きにおいて、特定の実証機関等との利害関係が影響を及ぼすおそれがないこと。
- ・実証機関や実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること。

(6) 経理的基礎

- ・実証運営機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること
- ・定期的に会計監査を実施すること。

出典）平成20年度環境技術実証事業 実施要領

(3) 技術的能力に関する2つの観点の考え方や留意すべき点についてご指摘願いたい。

- ・担当技術分野に関する十分な実績を持つ人員を有していること
海域の環境保全、再生技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、評価又はこれらに関する指導に係る十分な業務経験を持つ者を有すること
- ・担当技術分野に関する知見を有する十分な人員を有していること
修士（建設、衛生、水産、環境等海域環境に関するものに限る。）又は技術士補（建設（河川、砂防及び海岸・海洋あるいは港湾及び空港）、衛生工学部門（水質管理）、水産部門（水産土木あるいは水産水域環境）又は環境部門に限る。）、もしくは海域の環境保全、再生技術に関する業務経験を有する者を十分に有すること

「湖沼等水質浄化技術実証試験要領」における手数料の設定に関する記載**Ⅶ.実証試験実施上の留意点****4. 手数料****(1)手数料の設定と徴収**

環境技術開発者は、実証試験に係る経費のうち、「測定・分析等」、「試験に伴う消耗品」、「人件費」、「出張旅費」の4項目に関する手数料を負担することとする。

実証機関は、対象技術の公募を実施するにあたり、この3項目に関する予定額を算定し、実証運営機関に登録するとともに、公募の際、これを明示しなければならない。算定すべき主な手数料項目は(2)のとおりであるが、必要に応じ実証運営機関と協議の上、決定することとする。手数料予定額は、いくつかの前提条件や留保条件に応じて場合分けし、幅を持たせてもよいが、可能な限り具体的なものにすることとする。

実証機関は、実証試験計画の策定後、実証試験を開始する前に実証運営機関と調整の上、実証試験に係る手数料額及び納付期日を確定し、環境技術開発者に通知しなければならない。手数料額の確定にあたっては必要に応じ実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、確定することとする。なお、納付期日は、原則実証試験開始前とする。環境技術開発者は、当該通知を受け、期日までに、実証運営機関に手数料を納付する。

なお、実証機関は、手数料額の確定の際に、実証試験途中における実証項目の追加、また、これに伴う手数料額の追加があり得ることを、環境技術開発者に対し確認しておくとともに、これらの追加を行う場合には、実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、対応することとする。

なお、何らかの理由により実証試験が完了できなかった場合には、実証機関は、環境省及び実証運営機関にその経緯を説明し、承認を得た上で、環境技術開発者と協議し、そこまでの試験に要した費用を算定し、環境技術開発者が納付すべき手数料額を改めて確定しなければならない

(2) 手数料項目**●測定・分析等**

現地作業に伴う測定・分析、運転・維持管理実証項目の調査等に係る費用であり、外部委託費（分析費用）を計上する。

●試験に伴う消耗品

実証試験の実施に伴い消費する消耗品の費用であり、主に以下のものが挙げられる。

なお、下記の試料採取容器等の消耗品については、外部委託費（分析費用）に含まれる場合もある。

- ・ 消耗品（試料採取容器等）
- ・ 測定器等が消費する電気料金、水道料金等

なお、装置の運転、維持管理に係る消耗品については、主に以下が挙げられるが、実証対象技術、実証試験実施場所等に固有のものであり、実証申請者が準備し、それらの費用は実証申請者が負担する（手数料額に含める必要はない）。

- ・ 薬品剤代（排水処理薬品等）
- ・ 製剤代（微生物製剤等）
- ・ 装置が消費する電気料金、水道料金等
- ・ 発生した廃棄物の処理費用

●人件費（実証機関）

実証試験に伴う、工事確認・立会い、試料採取等に要する人件費を計上する。

●出張旅費（実証機関）

実証試験実施場所（現地）までの実証機関の出張旅費であり、主に以下のものが挙げられる。

- ・ 交通機関による旅費（運賃、特急料金等）
- ・ 車使用料等（車使用料、燃料代、高速道路料金等）
- ・ 日当
- ・ 宿泊費

なお、交通機関による移動では、試料等の運搬費用（宅配便料金等）が必要となる。

●その他

実証機関は、必要に応じ一般管理費を含めることができる。

(表 手数料項目の例 省略)

5. 実証試験の変更又は中止について

(1) 環境技術開発者の希望による実証項目の追加について

実証試験途中において、環境技術開発者より、実証項目の追加について希望があった場合には、実証機関は、第三者による客観的実証である本事業の趣旨に照らして適当な変更であるかを技術実証委員会の意見等を踏まえて判断し、実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、実証試験計画を変更することとする。

なお、この変更により手数料額の変更が生じる場合には、実証機関は、実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、環境技術開発者が納付すべき手数料額を改めて確定することとする。実証運営機関は、手数料額の再確定後速やかに、環境技術開発者に対し、手数料の追加の手続きを取ることをとする。

(2) 環境技術開発者の希望による中止(辞退)について

実証試験途中において、環境技術開発者より、実証試験の中止(辞退)について希望があった場合には、実証機関は、環境省及び実証運営機関にその旨を報告し承認を得た上で、実証試験を中止することとする(※)。

なお、この中止に当たり手数料額の変更が生じる場合には、実証機関は、実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、環境技術開発者が納付すべき手数料額を改めて確定することとする。実証運営機関は、手数料額の再確定後速やかに、環境技術開発者に対し、手数料の返却の手続きを取ることをとする。

(※) 環境技術開発者は、中止までに要した費用を負担する。また、既に納付された手数料のうち、中止までに使用されなかった残額については、実証機関は実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、返却するか、返却せずに引き続き技術の改善点等の研究等に充てるかを決定することとする。また、実証機関は、環境技術開発者が費用を負担した範囲で得られた試験データについては、環境技術開発者に提供することとする。

(3) 実証機関の判断による実証項目の追加について

実証機関は、実証試験途中において、第三者による客観的実証である本事業の趣旨に照らして、実証項目の追加を行うことが必要と判断した場合(※)には、実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、実証試験計画を変更することとする(※2)。

なお、この変更により手数料額の変更が生じる場合には、実証機関は、実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、環境技術開発者が納付すべき手数料額を改めて確定することとする。実証運営機関は、手数料額の再確定後速やかに、環境技術開発者に対し、手数料の追加の手続きを取ることをとする。

(※) 実証対象技術に、実証試験計画策定時には予想されなかった副次的影響が認められ、実証項目として追加するべきとされた場合等

(※2) 変更について環境技術開発者との合意が得られなかった場合には、実証試験結果報告書に、実証機関により測定するべきと判断された項目の一部についてデータが得られていないことを記述することについて、環境技術開発者の同意を得ることとする。

出典)「湖沼等水質浄化技術実証試験要領 第三版」(p21~26)

他の技術分野における手数料徴収体制における実施体制

分野名	体制移行した年度	実証運営機関	実証機関	平成20年度の実証技術数
山岳トイレし尿処理技術分野	平成18年度	特定非営利活動法人山のECHO	・(財)日本環境整備教育センター	2件 ※H19年度は6実証機関、6技術
小規模事業場向け有機性排水処理技術分野	平成18年度	(財)日本環境衛生センター	・大阪府 ・(社)埼玉県環境検査研究協会	選定中 ※H19年度は2実証機関で2技術
ヒートアイランド対策技術分野 (空冷室外機から発生する顕熱抑制技術)	平成18年度 ※手数料徴収体制に移行後、休止。	—	—	—
湖沼等水質浄化技術分野	平成19年度	(社)日本水環境学会	・石川県	選定中 ※H19年度は2実証機関で5技術
VOC処理技術分野 (中小事業所向けVOC処理技術)	平成20年度	(財)日本環境衛生センター	・(財)東京都環境整備公社東京都環境科学研究所	選定中 ※H19年度は国負担体制、2実証機関で3技術
ヒートアイランド対策技術分野 (建築物外皮による空調負荷低減等技術)	平成20年度	(財)建材試験センター	・(財)建材試験センター ・大阪府 ・(財)日本塗料検査協会	選定中 ※H19年度は国負担体制、1実証機関で32技術

※化学物質に関する簡易モニタリング技術分野は平成18年度から休止中
非金属元素排水処理技術(ほう素等排水処理技術)は平成19年度から休止中